各位

2021年12月8日正午（日本時間）現在の香港の新型コロナウイルス（COVID-19）

関連最新情報をお知らせします。

**1）   新型コロナウイルス（COVID-19）香港最新データ**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **陽性者数 (累計)** | **死亡** | **入院中** |
| **12,472****（過去14日間の増加人数:61名）** | **213** | **65** |

12月7日（火）１日の香港の新規感染者数は入国・帰国者の5名と発表されました。香港域内での新規感染者は60日間連続ゼロとなっています。

<https://www.coronavirus.gov.hk>

**2)防疫措置（新規・修正情報は黄色ハイライト）**

・12月7日（火）、香港特別行政区政府は、現行の各種防疫措置について、12月22日（水）までの延長を発表しました。期限の延長以外ほぼ変更点はありません。

<https://www.info.gov.hk/gia/general/202112/07/P2021120700740.htm?fontSize=1>

<https://www.hk.emb-japan.go.jp/files/100221279.pdf>　（アップデート待ち）

<https://gia.info.gov.hk/general/202112/07/P2021120700740_382798_1_1638883331369.pdf>

**3）香港内の新型コロナウイルスワクチン接種状況**

・2021年2月26日より希望する香港居民へ無料ワクチン接種を開始。現在は12歳以上の接種中。11月11日からは感染リスクの高い方々や免疫不全患者へのブースター接種（3回目の接種）を開始。また、シノバックワクチンの2回目接種から180日以上経過した一般の方々も11月23日（火）から3 回目のワクチン接種を受けることができます。

　<https://www.hk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_2021_142.html>

　<https://www.covidvaccine.gov.hk/en/>

・香港のワクチン接種最新状況は下記URL（英語）でご確認いただけます。

<https://www.covidvaccine.gov.hk/en/dashboard>

**◇** **＜香港特別行政区政府　非香港居民入国者への対応＞**

1　香港は感染状況に基づき、世界各国を2つのグループに分類しています。日本でオミクロン株の症例が確認されたため、11月30日香港特別行政区政府は12月3日香港時間午前0時から日本をグループA（ハイリスク国・地域）へ変更すると発表。 この措置により、日本から香港へは香港居民のみが入境可能となります。 （隔離期間は21日間）

　<https://www.info.gov.hk/gia/general/202111/30/P2021113000884.htm?fontSize=1>

2　中国本土、マカオから香港への入境：

　　詳細は下記URLにてご確認ください。

　　<https://www.hk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_Q_and_A_macau.html>　(日本語)

　 Return2hk（香港居民が中国・マカオから香港へ入境する場合の特例）: <https://www.coronavirus.gov.hk/eng/return2hk-scheme.html>

   　Come2hk（非香港居民が広東省・マカオから香港へ入境する場合の特例）: <https://www.coronavirus.gov.hk/eng/come2hk-scheme.html>

3　香港国際空港は、同一航空券での搭乗に限りトランジット可。ただし、中国本土行きのトランジットは不可。マカオ国際空港はトランジットサービス停止。【無期限】

**◇** **＜日本国政府　香港からの帰国・入国者への対応＞（修正情報は黄色ハイライト）**

2020年10月30日、外務省は、香港を含む9か国・地域の感染症危険情報をレベル3からレベル2へ引き下げました。

1　3月19日以降、日本政府の水際対策措置強化により、日本に入国されるすべての方

（日本人を含む）は、出国前72時間以内の検査証明書を提出しなければ、検疫法に基

づき、飛行機への搭乗拒否および日本への上陸が認められない措置がとられている

ところです。3月12日付領事メールその96参照：

<https://www.hk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_2021_96.html>

<https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2021T079.html#ad-image-0>

2　10月1日以降、日本入国時のワクチン接種証明書による待機期間の短縮

　　<https://www.hk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_2021_134.html>

　　11月5日日本国政府は、日本への帰国者について、ワクチン接種済みであること、企業等の受入責任者が所管省庁から事前に審査を受け、帰国者の行動管理等に責任を持つこと等を条件に、14日間の自宅等待機期間内の行動制限の緩和措置を実施することを発表しました。条件等を満たす者は、待機期間の内4日目以降に、受入責任者の管理の下、事前に所管省庁により承認された「活動計画書」に基づき、行動規制が緩和された「特定行動」を行うことができる。待機期間については従来どおりの措置が適用され、原則14日間であるが、ワクチン接種証明書の提示等を条件とし10日目以降の待機を不要とすることができる。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\_00318.html

3 11月29日、日本政府は、オミクロン株の感染者が確認された国・地域（香港を含む14カ国・地域）からの全ての入国者に対して、検疫所が確保する宿泊施設での3日間の待機を求めること及びワクチン接種者に対する行動制限緩和措置の見直しを発表しました。

A　検疫所が確保する宿泊施設における3日間の待機要請

過去14日以内に香港に滞在歴のある入国者は、入国時の検疫において、PCR検査陰性証明書を提示することに加え、検疫所が確保する宿泊施設において3日間の待機（入国日を含めない）が求められます。

その上で、入国後3日目に改めて検査を行い、陰性と判定された者については当該宿泊施設を退所し、入国後14日目までの間自宅等で待機を行うこととなります。

B　ワクチン接種者に対する行動制限緩和措置の見直し

11月30日午前0時（日本時間）以降、ワクチン接種者に対する行動制限緩和措置に係る新規申請受付及び審査済証の交付が停止されます。

また、12月1日午前0時（日本時間）以降の入国者に対しては、待機期間中の行動制限の緩和、宿泊施設での3日間の待機免除や待機期間の一部短縮措置が停止されます。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100265175.pdf>